

14 農業用廃プラスチックの回収を行います

申・問 農政課(内線 527)

回収を希望する方は、事前申し込みが必要となります。ご希望の方は印鑑を持参のうえ、期限内に手続きしてください。

【事前申込】

申込期限 11月11日(金)

申込方法 所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、農政課へ提出してください。

持ち物 印鑑

【回収】

日時 12月14日(水) 午前9時～午後2時 ※時間内であれば何度でも持ち込みできます。

場所 笠間中央公園(笠間市平町1718-1)

種類		回収単価
農業用ビニール	統一マーク(農ビ)のプリントがされているもの(糸入り、劣化したものは収集不可)	56.3円/kg
農業用ポリエチレン	被覆用ポリフィルム、マルチフィルム、園芸用ポット、育苗トレイ、水稻育苗箱、肥料袋など	60.8円/kg

年間登録料 1戸あたり1,000円

※単価は変動する場合があります。費用は実際の回収量に応じ後日請求します。

【注意事項】

- ・劣化が激しいものは回収できません。
- ・本事業は回収したプラスチックをリサイクルして再利用する取り組みです。当日、回収できないと判断されるものはお引き取りいただく場合があります。
- ・初めて参加される方には、回収できないものや荷造りの仕方等の説明がありますので、窓口での申し込みの際にご相談ください。

15 浄化槽は維持管理と法定検査が必要です

問 市 資源循環課(内線128) 市 下水道課(内線71112)

(公社)茨城県水質保全協会 Tel 029-291-4000 県環境対策課 Tel 029-301-2966

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるために、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と検査が法律により義務付けられています。

豊かな自然を保全し、快適で住みよい環境を守るため、浄化槽の適正な維持管理と法定検査を行うよう、皆さんの協力をお願いします。

区分	実施頻度	内容	申し込み
保守点検	10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4か月に1回	浄化槽の機器、送風機やタイマーなどの点検調査、消毒剤の補充	県に登録している保守点検業者
清掃	年に1回以上(全ぼっ気方式は6か月に1回以上)	浄化槽内に溜まった汚泥などの抜き取り	市の許可を受けた清掃業者
法定検査	浄化槽を使い始めてから3～8か月以内に1回(その後は年1回)	保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査	(公社)茨城県水質保全協会

※法定検査を受けていない方には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された茨城県水質保全監視員が受検指導に伺う場合があります。

一括契約システム

保守点検・清掃・法定検査を一括して契約できます。契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。